

**壬生町国民健康保険**  
**第4期特定健康診査等実施計画**

令和6年3月

壬生町

# 壬生町特定健康診査等実施計画

## 目次

### 序章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2

### 第1章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果及び課題

1	特定健康診査	3
2	特定保健指導	5

### 第2章 特定健康診査等の実施目標

1	特定健康診査及び特定保健指導の実施目標	6
2	特定保健指導対象者の減少率に係る目標	7
3	計画年度内における対象者数の見込み	8

### 第3章 特定健康診査等の実施方法

1	基本的な事項	9
2	実施時期・期間	12
3	外部委託の方法	12
4	周知や案内の方法	12
5	受診券・利用券	12
6	代行機関	12
7	年間スケジュール	13

## 第4章 個人情報保護

- 1 記録の保存方法、保存体制、外部委託 . . . . . 14
- 2 保存年限及び保存年限経過後の取扱い . . . . . 14
- 3 管理のルールについて . . . . . 14

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

- 1 計画の公表 . . . . . 15
- 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法 . . . . . 15

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

- 1 計画の評価 . . . . . 15
- 2 計画の見直し . . . . . 15

## 第7章 その他

- 1 特定健康診査以外の検診等との関係 . . . . . 16

## 序章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 医療費の動向

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし近年では、少子高齢化による平均年齢の上昇や、医療の高度化、高額医薬品の登場、生活習慣の変化等による生活習慣病の増加などにより、医療費は増大し続けております。このような状況が続くと、従来のような健康保険制度の維持が困難となっていくこととなります。国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、医療費の増大を抑止することが急務となっています。

#### (2) 生活習慣病対策の必要性

医療費が増大する要因のひとつとして、食べ過ぎや運動不足などの不健康な生活習慣に起因する、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病の増加が挙げられます。

生活習慣病は死亡原因において約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合は約3分の1にもなっています。

一方で、生活習慣病は、生活習慣の改善により予防、あるいは重症化を防ぐことが可能であることから、生活習慣病対策が医療費の削減のために特に重要となっています。

#### (3) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念

糖尿病等の生活習慣病の発症リスクを高めるものとして見過ごせないものに、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）があります。糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に起因するケースが多く、さらにこれに、高血糖、高血圧症、高脂血症等のリスク要因が重なった「メタボリックシンドローム」になると、生活習慣病の重症化に陥って虚血性心疾患や脳血管疾患等へ重症化する確率が急激に高まってきます。

しかし、メタボリックシンドロームは早い段階であれば、費用のかかる医療の必要性が低く、保健指導での対応が有効であるため、早期に対応し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことで、糖尿病等の生活習慣病やその重症化した糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症のリスクを抑えることが可能となります。

#### (4) 医療保険者への健診・保健指導の義務づけ

特定健康診査及び特定保健指導（以下、特定健診等という）は、平成20年4月より施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が40歳～

74歳の加入者に対し、実施することとされています。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

また、特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及びその予備軍と判定された者について、生活習慣の改善を自ら取り組むよう行動変容を促すことで、生活習慣病を予防することを目的とするものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項に基づき、同法18条に定める、特定健康診査等基本指針に即して策定するものであり、栃木県医療適正化計画等、関連計画との調和を図り策定に当たりました。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。なお、社会経済環境等の変化により、必要に応じ補正を行うこととします。

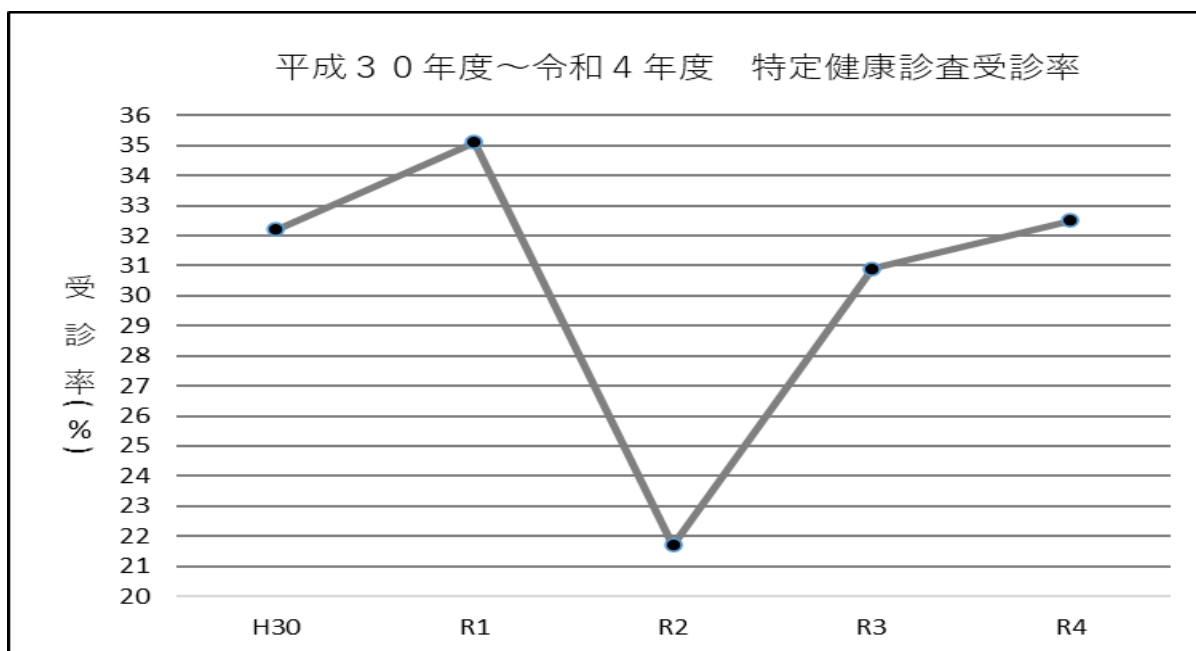
## 第1章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果及び課題

### 1 特定健康診査

第3期実施計画期間中（平成30年度以降）の特定健康診査及び特定保健指導の実績（法定報告値）は以下のとおりです。

平成30年度～令和4年度 特定健康診査実績

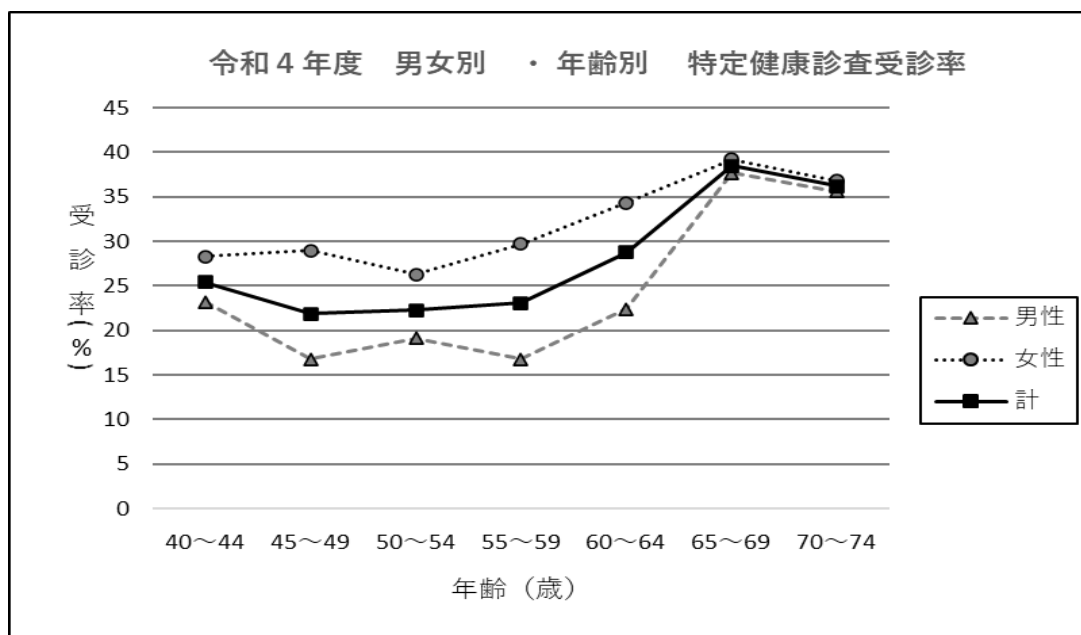
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健康診査受診率	32.2%	35.1%	21.7%	30.9%	32.5%
特定健康診査対象者数	6,940人	6,695人	6,602人	6,296人	5,921人
特定健康診査受診者数	2,234人	2,347人	1,433人	1,948人	1,923人



- ・ 特定健診受診率は令和2年度に大きく減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、集団健診の実施日程の一部中止や定員制限、受診勧奨事業を実施できなかったことが要因です。令和3年度、令和4年度については、受診率は回復傾向にあります。令和元年度まで回復しきっていない状況です。

令和4年度 男女別・年齢別 特定健康診査受診率

	男		女		合計	
	人数	受診率	人数	受診率	人数	受診率
40～44 歳	46 人	23.2%	43 人	28.3%	89 人	25.4%
45～49 歳	40 人	16.8%	49 人	29.0%	89 人	21.9%
50～54 歳	45 人	19.1%	50 人	26.3%	95 人	22.3%
55～59 歳	34 人	16.8%	57 人	29.7%	91 人	23.1%
60～64 歳	65 人	22.4%	117 人	34.3%	182 人	28.8%
65～69 歳	251 人	37.7%	297 人	39.2%	548 人	38.5%
70～74 歳	378 人	35.6%	451 人	36.8%	829 人	36.2%
計	859 人	29.7%	1064 人	35.1%	1923 人	32.5%

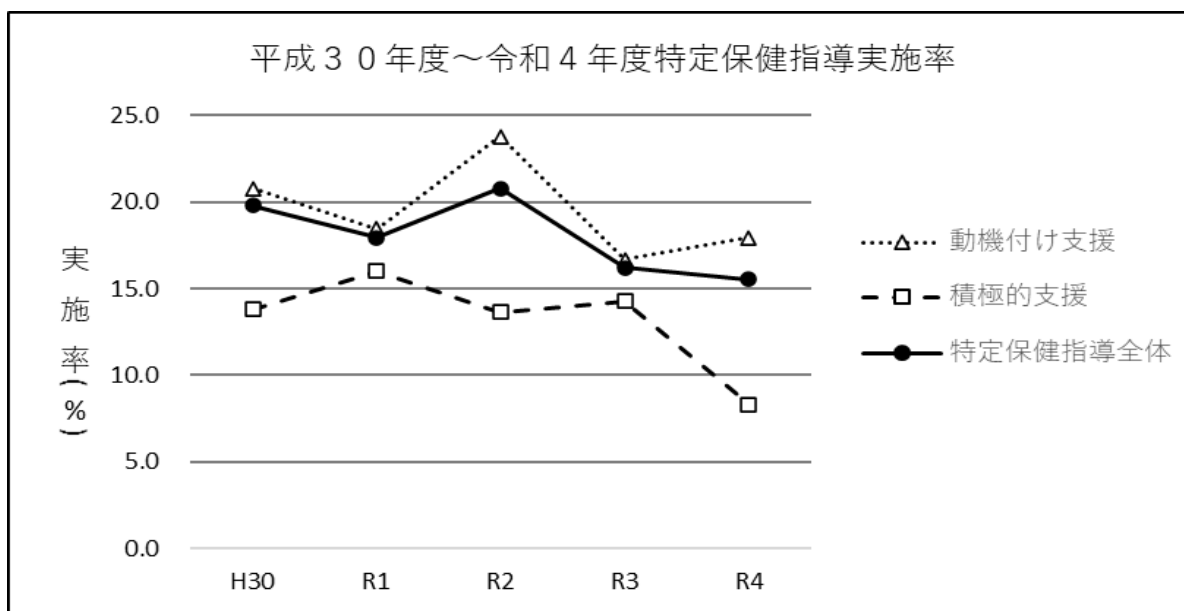


- ・ 全体的に女性に比べ男性の受診率が低く、特に60歳未満の受診率が低い状況です。男性及び60歳未満の受診率を上げることが、全体の受診率を上げる上で重要であると思われます。

## 2 特定保健指導

平成30年度～令和4年度特定保健指導実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定保健指導実施率（合計）	19.8%	18.0%	20.8%	16.2%	15.5%
特定保健指導対象者数（合計）	202人	245人	149人	222人	193人
特定保健指導実施者数（合計）	40人	44人	31人	36人	30人
特定健診受診者に占める 特定保健指導対象者の割合	9.0%	10.4%	10.4%	11.4%	10.0%
動機付け支援実施率	20.8%	18.5%	23.8%	16.7%	17.9%
動機付け支援対象者数	173人	195人	105人	180人	145人
動機付け支援実施者数	36人	36人	25人	30人	26人
積極的支援実施率	13.8%	16.0%	13.6%	14.3%	8.3%
積極的支援対象者数	29人	50人	44人	42人	48人
積極的支援実施者数	4人	8人	6人	6人	4人



・特定保健指導実施率は減少傾向にあります。特に、積極的支援の実施率が低いため、より重点的な啓発が求められます。



## 第2章 特定健康診査等の実施目標

### 1 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標

国の基本指針にある令和11年度における市町村国保の特定健康診査及び特定保健指導の目標実施率や、壬生町の特定健診受診率・特定保健指導実施率の現状を踏まえ、令和6年度以降の各年度の実施率（目標）を以下のように定めます。

特定健康診査 目標実施率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率	37.5%	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%	50.0%

特定保健指導 目標実施率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%

## 2 特定保健指導対象者の減少率に係る目標

国の基本指針における目標では、令和11年度における平成20年度と比較した特定保健指導対象者数の減少率を25%とすることとしています。

ここでは、特定健診未受診者の中の保健指導対象者の割合を平成20年度の健診受診者中の保健指導対象者割合である17.5%と同じと仮定して、各年度について対象者全体の保健指導対象者数を推計し、全体が20年度割合の17.5%だった場合の人数との比較により減少率を以下のように算出しました。

### 第3期計画における特定保健指導対象者減少率の実績

	平成20年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診対象者数	7,944人	6,940人	6,695人	6,602人	6,296人	5,921人
特定健診実施者数	2,268人	2,234人	2,347人	1,433人	1,948人	1,923人
特定健診実施者中の特定保健指導対象者数	396人	202人	245人	149人	222人	193人
保健指導対象割合	17.5%	9.0%	10.4%	10.4%	11.4%	10.0%
対象者全体の保健指導対象者数(実推計)	1,390人	1,026人	1,006人	1,054人	983人	893人
対象者全体の保健指導対象者数(20年度割合)	1,390人	1,215人	1,172人	1,155人	1,102人	1,036人
減少率	0.0%	15.56%	14.14%	8.81%	10.79%	13.85%

これと同様の推計方法により、令和6年度以降の各年度の目標を以下のように定めます。

### 第4期計画における特定保健指導対象者減少率の目標

	平成20年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診対象者数	7,944人	5,347人	5,110人	4,866人	4,656人	4,447人	4,245人
対象者全体の保健指導対象者数(実推計)	1,390人	802人	724人	677人	636人	595人	557人
対象者全体の保健指導対象者数(20年度割合)	1,390人	972人	936人	852人	815人	778人	743人
減少率	0.0%	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%

### 3 計画年度内における対象者数等の見込み

目標値と第1章の1にある実績数などを元に、各年度における特定健診等の対象者数及び実施者数を以下のとおり推計しました。

特定健康診査の対象者数及び実施者数の推計

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
40歳以上 被保険者数	6,254人	5,977人	5,691人	5,446人	5,201人	4,965人
特定健康診査 対象者計	5,347人	5,110人	4,866人	4,656人	4,447人	4,245人
目標実施率	37.5%	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%	50.0%
目標実施者数	2,005人	2,044人	2,068人	2,095人	2,112人	2,123人

特定保健指導の対象者数及び実施者数の推計

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定健康診査 目標実施者数	2,005人	2,044人	2,068人	2,095人	2,112人	2,123人
動機付け支援 対象者数	140人	141人	140人	141人	140人	140人
実施率	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%
実施者数	25人	27人	29人	31人	33人	35人
積極的支援 対象者数	47人	46人	47人	47人	46人	46人
実施率	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%
実施者数	8人	9人	10人	10人	11人	12人
保健指導 対象者数計	187人	187人	187人	188人	186人	186人
実施率	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%
実施者数計	33人	36人	39人	41人	44人	47人

## 第3章 特定健康診査等の実施方法

### 1 基本的な事項

#### (1) 特定健康診査

##### ア 実施形態及び実施場所

###### ○集団健診

壬生町保健福祉センター、羽生田集落センター、南犬飼地区公民館分館、  
壬生町城址公園ホール、稲葉地区公民館

###### ○個別健診

町医師会との契約による町内各診療所

###### ○人間ドック・脳ドック検診（特定健診の項目を含む）

町と契約したドック検診実施医療機関

##### イ 実施項目

###### ○基本項目

既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）

理学的検査（医師診察）

身長、体重及び腹囲の検査

BMI（BMI＝体重（kg） / 身長（m）<sup>2</sup>）の測定

血圧の測定

血液検査

・中性脂肪（空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールの量の検査（以下「血中脂質検査」という。）

・GOT、GPT及びγ-GTPの検査（以下「肝機能検査」という。）

・血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖）

尿中の糖及び蛋白の有無の検査（以下「尿検査」という。）

###### ○詳細項目（以下のそれぞれの基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者に実施）

心電図検査

（基準）該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上もしくは拡張期血圧が90mmHg以上の者または問診等において不整脈が疑われる者

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

（基準）貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

眼底検査

（基準）当該年度の健診結果等において、①血圧測定の値が以下のa、bのうちいずれかの基準または②血糖検査の値が以下のa、b、cのうちいずれ

れかの基準に該当した者

①血圧測定	a : 収縮期血圧	140mmHg 以上
	b : 拡張期血圧	90mmHg 以上
②血糖検査	a : 空腹時血糖	126mg/dl 以上
	b : H b A 1 c	6.5%以上
	c : 随時血糖	126mg/dl 以上

#### 血清クレアチニン検査

(基準) 当該年度の健診結果等において、血圧測定の値が以下の a、b のうちいずれかの基準または②血糖検査の値が以下の a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

①血圧測定	a : 収縮期血圧	130mmHg 以上
	b : 拡張期血圧	85mmHg 以上
②血糖検査	a : 空腹時血糖	100mg/dl 以上
	b : H b A 1 c	5.6%以上
	c : 随時血糖	100mg/dl 以上

#### ○追加項目（全員に実施）

重大な疾病の早期発見に必要かつ有効であるという考えのもと、以下の項目について、基本的な検査として追加して実施します。

##### 【集団健診】

心電図検査

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

眼底検査

血清クレアチニン検査

##### 【個別健診】

心電図検査

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

血清クレアチニン検査

アルブミン検査

#### (2) 特定保健指導

##### ア 実施場所

壬生町保健福祉センター等の町内公共施設にて実施します。

##### イ 対象者の選定と階層化

特定健康診査の結果、腹囲またはBMI が次の基準に該当する者のうち、

(a)～(c)の追加リスクに該当する者を特定保健指導の対象とします。

ただし、すでに高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の治療のための薬剤を服用している方は、継続的に医療機関を受診し、必要な保健指導を受けていると判断できることから、対象から除外します。

**【腹 囲】**  
 男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上  
 上記以外で BMI 25 以上

**【追加リスク】**  
 (a) 血糖 空腹時血糖 100mg/dℓ 以上 又は H b A 1 c (NGSP 値) 5.6% 以上  
 (b) 脂質 空腹時中性脂肪 150mg/dℓ 以上 (やむを得ない場合は随時中性脂肪 175mg/dℓ 以上) 又は HDL コレステロール 40mg/dℓ 未満  
 (c) 血圧 収縮期血圧 130 mg Hg 以上 又は 拡張期血圧 85 mg Hg 以上

腹 囲	追加リスク	(d) 喫煙歴	対 象	
	(a) 血糖 (b) 脂質 (c) 血圧		40～64 歳	65～74 歳
男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	2 つ以上該当	/	積極的 支援	動機づけ 支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI 25 以上	3 つ該当	/	積極的 支援	動機づけ 支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当	/		

**ウ 対象者ごとの保健指導プログラムについて**

情報提供 (受診者全員)	自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、基本的な情報を提供します。
動機づけ 支援	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とします。 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定します。生活習慣の改善のための取り組みに係る動機付け支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が計画の実績評価を行う保健指導を行います。
積極的支援	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のために自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とします。 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のために、対象者が主体的に取組めるよう適切な働きかけを相当な期間継続して行います。計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価（計画策定の日から6カ月以上経過後に行う評価をいう）を行います。

## 2 実施時期・期間

### (1) 特定健康診査

毎年度5月～2月を実施期間とします。

### (2) 特定保健指導

毎年度6月～3月を着手時期として実施します。

## 3 外部委託の方法

### (1) 外部委託の有無

#### ア 特定健康診査

集団健診・個別健診ともに外部委託にて実施します。

#### イ 特定保健指導

動機付け支援については、直営で実施します。

積極的支援については、外部委託にて実施します。

### (2) 外部委託契約の契約形態

外部委託者との個別契約により実施します。

### (3) 外部委託者の選定についての考え方

厚生労働省の策定した「標準的な健診・保健指導プログラム」に定める基準を満たす事業者を選定することとします。

## 4 周知や案内の方法

町広報誌・町公式ウェブサイトへ掲載するほか、パンフレットを作成し各戸に配布、未受診者や不定期受診者への文書送付による個別勧奨など、効果的と思われる手段を随時実施します。

## 5 受診券・利用券

特定健康診査受診券については、毎年5月下旬頃に対象者に一括で交付します。特定保健指導利用券については、対象と判明し、交付可能となった段階で随時交付します。

## 6 代行機関

健診機関、医療機関との費用の決済及び健診データ、保健指導データ管理については、栃木県国民健康保険団体連合会に委託します。

## 7 年間スケジュール

	健診関連項目	保健指導関連項目	その他
(前年度) 2月	健診日程等告知 事前受付開始		
3月			
4月	健診対象者の抽出・登録 除外対象者の把握	積極的支援委託先との 契約	
5月	受診券発行（特定健診の開始）		国・県への実績報告 （前年度分） 前年度分実績の評価
6月		保健指導対象者の抽出 （保健指導の開始）	
7月	健診結果データ受取 ・費用決済		
8月			
9月	翌年度の契約準備		法定報告（前年度分）
10月	翌年度の契約締結		
11月	翌年度の日程調整		
12月			
1月			
2月	翌年度健診日程告知 事前受付開始		
3月		翌年度の契約準備	



## 第4章 個人情報保護

### 1 記録の保存方法、保存体制、外部委託

#### (1) 特定健康診査

集団健診分の結果データについては、委託先健診機関から代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会に送信され、サーバに保存されます。

個別健診分及び人間ドック・脳ドック検診分は、健診結果を町職員が栃木県国民健康保険団体連合会提供の健診システムに直接入力し、サーバに保存します。

紙ベースの記録は町庁舎内で適正に管理します。

#### (2) 特定保健指導

動機付け支援のデータは、町職員が代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会提供の健診システムに入力し、サーバに保存します。

積極的支援のデータは、委託先健診機関から代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会に送信され、サーバに保存されます。

紙ベースの記録は町庁舎内で適正に管理します。

### 2 保存年限及び保存年限経過後の取扱い

保存年限は5年間とし、保存年限を経過したデータ記録は、消去・廃棄します。

### 3 管理のルールについて

壬生町の個人情報保護に関する例規、情報セキュリティポリシーに基づき、適切に個人情報を管理します。

委託先及び代行機関に対しても、庁内の個人情報保護ルールに準じて、契約時の遵守事項を定めるものとします。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1 計画の公表

特定健康診査等実施計画の公表は、町公式ウェブサイトへの掲載により行います。

### 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

第3章4に記した案内・勸奨通知等や町公式ウェブサイト等に、健診・保健指導の趣旨を記載するほか、国民健康保険団体連合会より提供されるポスター等の啓発資材の活用、健康ふくしまつり等のイベントでの啓発活動など、効果的と思われる手段を随時実施します。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

### 1 計画の評価

特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率について、国の定める方法に従って評価を行います。

評価の時期については、毎年、社会保険支払基金への実績報告を行う11月に前年度の計画達成状況の評価を行うものとし、令和8年度には中間評価を、計画期間終了後には最終評価を併せて行うものとしします。

### 2 計画の見直し

計画の見直しについては、住民課及び関係課が連携して検討を行います。見直しの必要があると認めるときは壬生町国民健康保険運営協議会に諮ったうえで見直しを行うものとしします。

## 第7章 その他

### 1 特定健康診査以外の検診等との関係

住民の利便性を考慮して、町で実施する次の健診等を同時に受診できる環境を整えます。

#### (1) 75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象とした健診

75歳以上の後期高齢者医療の被保険者に対し、栃木県後期高齢者広域連合の委託による、後期高齢者健診を実施します。

なお、健診項目は特定健康診査に準じたものといたします。

#### (2) 生活保護受給者に対する健診

各医療保険に属さない生活保護受給者に対し、「健康増進法」に基づき、特定健康診査または後期高齢者健診と同内容の健診を実施します。

#### (3) がん検診

集団健診の会場において、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんなどのがん検診を「健康増進法」に基づき、特定健康診査と同時に受診できるようにします。

#### (4) 骨密度測定・肝炎ウイルス検査等

集団健診の会場において、骨密度測定・肝炎ウイルス検査等について、特定健康診査と同時に受診できるようにします。

**壬生町国民健康保険  
第4期特定健康診査等実施計画**

令和6年3月

編集・発行

壬生町 住民福祉部 住民課 国保年金係

住 所 〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841 番地 1

電 話 0282-81-1832

W e b <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>